

国立市議会議長 青木健 様

個人情報保護条例 に関する陳情

陳情の趣旨

番号制度導入に伴う国立市個人情報保護条例の改正に関して陳情いたします。

いわゆる国民共通番号制度と呼ばれる「番号制度」が、近く実施されます。先の12月市議会では、私たちの提出した番号制度に関する「市報などで十分な周知を行い、また国立市に住む人が共通番号に関わらず行政サービスが平等に受けられるよう」という陳情を採択していただきました。今後も、この方向性を厳に守っていただきたいと国立市民として考えます。番号制度実施に向けて、担当課のご努力、また市役所内部での研修による制度の理解徹底が進められていることに敬意を表します。

一方で、国民一人ひとりに対し、一生不変の「個人番号」が付番されるまで半年余り、待たなしの状況で進む番号制度を、市民がどれだけ制度を理解しているでしょうか。番号制度で享受できる利便はどこにあるのか、また個人番号を割り振る危うさとは何かを理解している市民は、残念ながら極めて少ないと考えられます。

番号制度は実施に向けて進行していますが、未だ制度そのものについて賛否は別れ、議論の残る制度であることは否定できません。国立市には、市民一人ひとりの暮らしを預かる地方自治体として重ねて個人情報の大切さを考えていただきたいのです。

番号制度は、従来漏洩しないよう努力してきた個人情報を、利活用を可能にするこれまでとは逆のベクトルをもっています。番号制実施に伴う個人情報保護条例改正に際しては、個人情報保護審査会で慎重な議論をしていただき、市民を大切にす国立市らしい特色ある条例改正となることを切に望みます。

陳情事項

国立市個人情報保護条例を改正するに当り、国立市民の安全のために個人情報を厳しく守ることを目指し、万一、国立市民の個人情報が市の内外を問わず漏洩した場合には、漏洩事実をその個人に通報する規定を設けてください。